

25浪産第43号
平成25年5月22日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

要求書

浪江町長 馬場 有

福島県双葉郡浪江町による集団申立て（以下「本件申立て」という。）に先立ち、貴社に対して、以下の要求をいたしますので、平成25年5月末日までに、書面にて回答するよう求めます。

要求の趣旨

1. 貴社による、本件申立てに係る浪江町民に対する、月額10万円の精神的損害賠償の支払いを、同申立て後も継続して実施されたい。
2. 本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう約束されたい。

要求の理由

1. 浪江町は、本件申立てにおいて、その町民を代理し、実態に即した適切な被害救済を実現すべく、貴社に対し、精神的損害の賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額25万円を支払うよう請求する予定です。
2. 全ての浪江町民は、貴社による福島第一原発事故により、現在も避難を余儀なくされています。したがって、不法行為は継続しているのであり、本件申立ての有無にかかわらず、貴社は、各町民に対して、精神的損害賠償の支払いを即時に行うべき法的義務を負っています。
3. 1人月額10万円の精神的損害賠償の支払いは、被害救済として不十分です。そのような中、当該賠償すら受けられない事態が生じれば、町民はたちまち欠乏と困窮に陥り、その精神的苦痛が増すこととなります。貴社は、「公正かつ迅速な補償」の要請に応えるべく、直接請求の手続を開始しましたが（平成23年8月5日の貴社コメント）、当該要請は、本件申立後も何ら変わりありません。
4. 本件申立ては、現在の精神的損害賠償が不十分であるとして、その増額を求めるものですから、既の実施されている精神的損害賠償の支払いを停止させる趣旨は一切含んでいません。
5. 以上の次第から、本件申立後も、月額10万円の支払いを継続されるよう、また、本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう要求します。

以上